- 基点1から天草郡御所浦町黒島北東端を見通した線上、基点1から1,700メート ルのところ
- 基点2から天草郡御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点2から900メートル 1 のところ
- (4)葦北郡津奈木町地先 (火共第3号共同漁業権漁場内津奈木町地先)

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、基点4を順次に結んだ線と最大高潮時 海岸線とによって囲まれた区域

- 葦北郡芦北町松ヶ鼻(葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界より東へ130 基点 1 メートル)
- 基点 2 葦北郡芦北町木島南端
- 基点3 葦北郡津奈木町沖の島北西端
- 基点 4 葦北郡津奈木町隠瀬崎北西端
- 基点 5 水俣市西湯の児岬突端
- 葦北郡芦北町と同郡津奈木町との境界福浦川尻中央点
- 基点 1 から真方位 351 度 20 分、354 メートルのところ 1
- ゥ 基点 1 から真方位 351 度 20 分、1,590 メートルのところ
- 基点 2 から真方位 180 度、181 メートルのところ 工
- 基点3から真方位0度、181メートルのところ 才
- 力 基点3から真方位330度、200メートルのところ
- 丰
- 基点 3 から真方位 255 度、545 メートルのところ 基点 4 から真方位 290 度、2,090 メートルのところ 基点 4 から水俣市西湯の児岬を見通した線上、基点 4 から 800 メートルのところ 天草郡河浦町崎津地先

次の基点1と基点2を結んだ線以東の水域において、基点1と基点2を結んだ線と最 大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

河浦町と天草町との海岸線おける北側境界 基点 1

河浦町と天草町との海岸線おける南側境界 基点 2

- 天草郡河浦町宮野河内地先及び新和町地先(天共第10号共同漁業権漁場内河浦町 宮野河内地先及び新和町地先)
- 次の基点1とア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及び基点5を順次に結ん だ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - 熊本県漁場基点天第179号(牛深市深海町と河浦町宮野河内との海岸線にお 基点1 ける境界)
 - 基点 2
 - 熊本県漁場基点天第 181 号 (天草郡河浦町上的島灯台) 熊本県漁場基点天第 183 号 (天草郡河浦町宮野河内女岳押落し鼻東端)
 - 熊本県漁場基点天第215号(本渡市と天草郡栖本町との海岸線における境界 基点4 船瀬鼻南端)
 - 本渡市と天草郡新和町との海岸線における境界
 - 基点1と天草郡河浦町産島南西端を見通した線から基点1を基点として右へ10 度 43 分の線と天草郡新和町立の鼻から天草郡河浦町上馬刀島西端を見通した線 が交わるところ
 - 基点2と鹿児島県諸浦島黒崎の鼻を見通した線から基点2を基点として右へ17 度、300メートルのところ
 - 基点3と鹿児島県待島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ354度10 分、1,800 メートルのところ
 - T 基点3と鹿児島県野島山頂を見通した線から基点3を基点として右へ1度40分、 2,000 メートルのところ
 - オ 天草郡新和町立の鼻から天草郡御所浦町葛籠島山頂を見通した線上、立の鼻か ら 1,260 メートルのところ
 - 力 基点4から御所浦町黒島南西端を見通した線上、基点4から900メートルのとこ ろ
 - 丰 戸の崎から新和町新田北端を見通した線上、戸の崎から 540 メートルのところ
 - 本渡市上血塚島西端から真方位 244 度、540 メートルのところ ク
 - ケ 樫浦北の鼻から真方位 305 度、180 メートルのところ
 - 本渡市楠浦町観音東端から樫浦西の鼻を見通した線上、観音東端と樫浦西の鼻 コ との中央点
 - + 基点 5 から真方位 105 度の線が対岸に至る線上、基点 5 と対岸との中央点
- 指示の有効期間
 - 平成 15 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

天草不知火海区漁業調整委員会指示第 117 号

しいらづけ漁業と釣り漁業等との漁場の使用に関する紛争の防止を図るため、漁業法 (昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。 平成 15 年 7 月 23 日

> 天草不知火海区漁業調整委員会会長 宮 本 勝

指示区域

牛深市魚貫町権現山山頂から牛深市魚貫町遠見山山頂を見通した延長線以南の天草海に